

生活福祉資金貸付制度(特例貸付) 受付期間 再延長のお知らせ

江北町社会福祉協議会が実施する「生活福祉資金貸付制度」では、今回の新型コロナウイルス感染症の影響による「特例貸付」の受付期間を再延長しました。

<受付期間>

令和2年12月末迄

(ただし、提出する住民票は12月28日発行分迄が有効)

緊急小口資金

- ◆**対象者**
新型コロナウイルスの影響により休業・失業・収入の減少等で緊急かつ一時的な生計維持の為に貸付を必要とする世帯
- ◆**貸付上限額**
20万円以内(個人事業主等の特例の場合)
10万円以内(その他の場合)
- ◆**据置期間** 1年以内
- ◆**償還期間** 2年以内(24か月以内)
- ◆**貸付利子・保証人** 無利子・不要

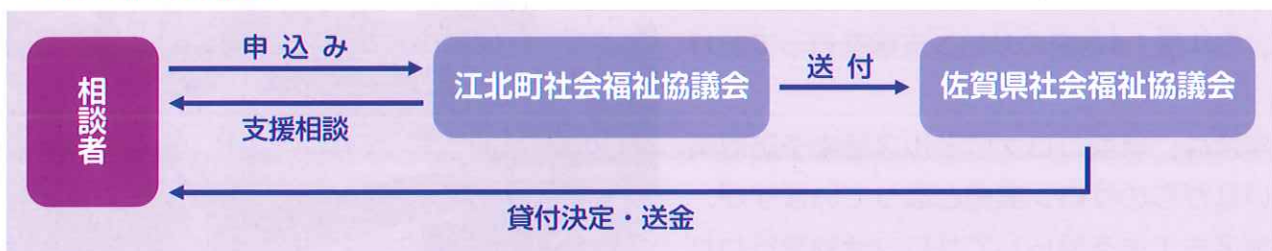
総合支援資金

- ◆**対象者**
新型コロナウイルスの影響により休業・失業・収入の減少等で生活に困窮し日常生活の維持が困難となっている世帯
- ◆**貸付上限額(原則3か月以内)**
毎月20万円以内(二人以上世帯)
毎月15万円以内(単身世帯)
- ◆**据置期間** 1年以内
- ◆**償還期間** 10年以内(120か月以内)
- ◆**貸付利子・保証人** 無利子・不要

<申込時に必要な書類> *貸付を希望される方は下記へ事前連絡をお願いします。

- ◆住民票(本籍地記載、世帯全員のもの)(令和2年12月28日発行分迄有効)
- ◆本人が確認できる書類(運転免許証・健康保険証など)
- ◆新型コロナウイルス感染症の影響による収入(生活費)の変動がわかる書類(給与明細書など)
- ◆印鑑(認め印可、シャチハタ不可) *証明できる書類がない場合は相談下さい

<貸付手続きの流れ>



<受付先> 社会福祉法人 江北町社会福祉協議会 生活福祉資金貸付係 ☎86-4317
(江北町大字山口2637番地7 老人福祉センター)

上惣サロンが開催されました。

9/25(金)

このサロンは、毎月第4金曜日に上惣創作館で「傾聴ボランティア」(うさぎのみみ)メンバー主催によるカフェ形式のサロンです。

今回は、「佐賀県聴覚障害者サポートセンター」さんにご来館いただき「加齢性難聴とコミュニケーション」を議題に出前講座をしていただきました。

「耳の聞こえの仕組み」・「加齢性難聴の特徴」・「難聴の方への話し方」など聞き手としてのポイントを改めて確認されていました。

また講和終了後には、希望者の聴覚検査を実施し、参加者の皆さんも自分自身の健康状態を確認しました。



お知らせ

江北町社会福祉協議会では、「佐賀県聴覚障害者サポートセンター」に公民館等への出前講座の依頼を行っています。

お話等興味ある方は、ぜひご相談下さい。本会にて受付し日程調整を行います。詳細につきましては、本会(TEL:0952-86-4317)までお問い合わせください。

小地域ふれあいサロン サロン連絡会を開催しました。

10/15(木)

江北町老人福祉センターにて「令和2年度 第2回小地域ふれあいサロン連絡会」を開催しました。今年度14地区のサロン支援を行っています。

今年度は、新型コロナウイルス感染予防対策等行いながらのサロン実施となっていますが、どの地区も工夫を凝らしてサロン活動を行われています。

本日の連絡会では各地区担当者同士積極的な意見交換が行われました。本会では今後もよりよいサロン活動の展開ができるよう支援していくとともに地域の福祉課題・相談事等への解決に向け情報提供を行って参ります。

